

議第1号議案

ロシア連邦によるウクライナ共和国への侵略を強く非難する決議

ロシア連邦によるウクライナ共和国への侵略を強く非難する決議を、ふじみ野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月10日

提出者 ふじみ野市議会議員

山 田 敏 夫

賛成者 ふじみ野市議会議員

小 高 時 男

塚 越 洋 一

伊 藤 美 枝 子

鈴 木 啓 太 郎

ふじみ野市議会

議長 西 和 彦 様

## ロシア連邦によるウクライナ共和国への侵略を強く非難する決議

ウクライナ共和国をめぐる情勢については、昨年以来、国境付近におけるロシア軍の増強が続く中、我が国を含む国際社会が緊張の緩和と事態の打開に向けて懸命な外交努力を重ねてきた。

しかし、本年2月21日、ロシア連邦のプーチン大統領は、ウクライナの一部である、自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を一方的に承認する大統領令に署名し、同月24日、ロシア軍はウクライナ共和国への武力攻撃、侵略を開始した。

今回の行動は、明らかにウクライナ共和国の主権、領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章にも反するものである。この事態は欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む、法の支配に基づく国際秩序への挑戦であり、その根幹を揺るがしかねない暴挙である。このようなロシア連邦の武力による侵略行為は断じて認められず、本市議会は最も強い言葉で非難する。

また、プーチン大統領は、この侵略行為にあたって、ロシア連邦が核兵器大国であることを誇示し、欧米の批判や制裁の動きに対抗する姿勢を見せている。これは、核兵器で世界の諸国を威嚇するものであり、断じて許されるものではない。

本市議会は、日本国憲法が掲げる平和主義のもと、国際社会の恒久平和を世界に訴えつつ、対話による外交での平和的な解決の道を探るべきだと考える。ウクライナ共和国の主権、領土の一体性を支持することを改めて表明し、日本政府においては、経済制裁、人道的支援、ロシア機の領空飛行禁止など、G7をはじめとする国際社会と一致した厳格で適切な措置をとることが重要であると考え。重ねて、ロシア連邦に対して即時攻撃の停止と即時無条件でのロシア軍の完全撤退を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月 日

埼玉県ふじみ野市議会